

第35回焼津市建築審査会会議録

- 1 開催日時 令和5年2月22日(水) 10:00~10:45
 2 場所 焼津市役所本庁舎 2階会議室2B
 3 公開の可否 可
 4 傍聴者 なし
 5 出席者 (委員)
 会長 清水 誠一
 会長代理 池田 浩敬
 委員 片山 栄範
 委員 亀澤 ますみ

(特定行政庁)

渋谷 信明 (都市政策部理事)
 高澤 清 (都市政策部建築指導課長)
 丸山 公明 (都市政策部建築指導課建築指導担当係長)
 宮島 佑輔 (都市政策部建築指導課建築指導担当)

- 6 会議次第 (付議案件)
 議第1号 建築基準法第43条第2項第2号による包括許可基準に係る許可の報告
 議第2号 建築基準法第56条の2第1項ただし書による包括許可基準の改正

7 審議事項等

《渋谷理事》 挨拶

《清水会長》 本日の出席委員は5名中4名であり、委員の半数以上であるため、焼津市建築審査会条例第4条の規定により、会議は成立している。
 本日の会議録の署名人は私の他に池田委員にお願いする。
 本日の案件は焼津市長より付議されたものが2件ある。

(付議案件)

議第1号 建築基準法第43条第2項第2号による包括許可基準に係る許可の報告

《清水会長》 議第1号「建築基準法第43条第2項第2号による包括許可基準に係る許可の報告」の議事に入る。

処分庁より説明をお願いする。

《特定行政庁》 議第1号「建築基準法第43条第2項第2号による包括許可基準に係る許可の報告」について説明させていただく。
前回の建築審査会において、令和3年7月31日までの案件について報告したため、今回は令和3年8月1日から令和5年1月31日までの期間中に包括許可基準により許可された案件について報告する。
許可件数は34件、内訳は、包括許可基準第2条(2)ア「臨港交通施設である道」が1件、(2)イ「地方公共団体が管理する道」が1件、(3)ア「河川占用」が30件、(3)イ「十分な幅員を有する通路」が1件、(3)ウ「十分な幅員を有する通路」が2件である。
(資料にて説明)

《清水会長》 議第1号について、報告があったとおり同意し、焼津市長に結果を報告することとする。

議第2号 建築基準法第56条の2第1項ただし書による包括許可基準の改正

《清水会長》 議第2号「建築基準法第56条の2第1項ただし書による包括許可基準の改正」の議事に入る。
処分庁より説明をお願いする。

《特定行政庁》 議第2号「建築基準法第56条の2第1項ただし書による包括許可基準の改正」について説明させていただく。
(資料にて説明)

《清水会長》 各委員の意見、説明等を問う。
他に特にないようであれば、意見、質問等を打ち切る。
議第2号について採決をとるが、異議ないか。

《各委員》 異議なし。

《清水会長》 それでは、議第2号「建築基準法第56条の2第1項ただし書による包括許可基準の改正」について、改正を承認するものとし、市長に結果を報告することとする。
以上で審議を終了する。